

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、小千谷都市計画道路の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年8月21日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 公聴会の日時

平成30年9月20日（木）午後7時から

2 公聴会の開催場所

小千谷市大字桜町4915番地

小千谷市総合体育館 1階大会議室

3 事案の概要

別紙「小千谷都市計画道路の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課及び小千谷市建設課都市整備室都市整備係において、8月31日（金）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

小千谷市の住民及び利害関係人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び小千谷市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成30年8月31日（金）（必着のこと。）

8 公述申出先

(1) 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

電話 0258-38-2619

(2) 小千谷市城内2丁目7番5号（〒947-8501）

小千谷市建設課都市整備室都市整備係

電話 0258-83-3514

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。なお、公述申出が多数の場合は、意見の要旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公述人（最大10名）を決定する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出が無い場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

13 その他

関連する小千谷市決定の都市計画道路の変更の素案についても縦覧を行い、公聴会に出席して意見を述べることができる。

14 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1（〒950-8570）

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

別紙

小千谷都市計画道路の変更（新潟県決定）

